

利用者負担額(保育料)

市立幼稚園(1号認定)

平成26年度の保育料は年額7万2,000円を12カ月で分けた月額6,000円です。平成27年度の保育料は、現状の水準を踏まえ検討中です。決定次第お知らせします。

認定こども園(1号認定)

市民税額に基づき保育料を決定しますが、現在検討中です。決定次第お知らせします。

保育所・認定こども園(2・3号認定)

平成27年度も、現在と同様に保護者の所得に応じて保育料を設定する予定です。ただし、これまでは右表のとおり、前年分所得税額に基づき、階層別の保育料を決定していましたが、来年4月からは市民税額に基づき決定します。現状の保育料との変動を少なくするよう現在検討していますので、決定次第お知らせします。

《参考》平成26年度の津市保育所保育料

	階層	定義	保育料月額	
			3歳児未満	3歳児以上
生活保護世帯	第1	生活保護世帯	0円	0円
所得税市民税ともに非課税の世帯	第2	母子世帯等	0円	0円
	第3	その他の世帯	6,000円	4,500円
所得税非課税で市民税課税の世帯	第4	市民税均等割のみの世帯	11,000円	9,000円
	第5	市民税所得割のある世帯	12,500円	10,500円
所得税課税の世帯	第6	所得税2万円未満の世帯	16,500円	14,000円
	第7	所得税2万円以上5万円未満の世帯	24,000円	21,000円
	第8	所得税5万円以上7万円未満の世帯	31,000円	25,000円
	第9	所得税7万円以上10万3,000円未満の世帯	36,000円	29,000円
	第10	所得税10万3,000円以上25万8,000円未満の世帯	41,500円	30,000円
	第11	所得税25万8,000円以上41万3,000円未満の世帯	44,000円	32,000円
	第12	所得税41万3,000円以上の世帯	48,000円	33,000円

新制度に関するQ&A

Q 全ての幼稚園、保育所が新制度に移行するのですか？

A 津市では、市立幼稚園と市立・私立保育所、認定こども園が新制度に移行する予定です。また、私立幼稚園は今後各園の判断で新制度に移行するか決まります。

Q 保育料(利用者負担額)の仕組みも変わりますか？

A 新制度に移行する幼稚園、保育所、認定こども園などの保育料は、保護者の所得に応じて、国が定める水準を限度として市が定める階層別の金額を負担する仕組みです。階層は市民税額に基づいて決定します。詳しい金額については現在検討中です。決定次第、広報津などでお知らせします。

Q 新制度になってからも、保育料の多子軽減はありますか？

A 保育所の保育料は、現在と同様の取り扱いになる予定です。また、幼稚園は現在検討中です。決定次第、広報津などでお知らせします。

Q 認定こども園と幼稚園、保育所の違いは何ですか？

A 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設で、教育と保育を一体的に受けることができます。また、3～5歳の子どもに限り、保護者の就労状況が変化したなど保育が必要でなくなった場合でも、継続して利用することができる施設です。

Q 現在幼稚園を利用していますが、新年度から保育所を利用したい場合、手続きはどうしたらいいですか？

A 新規で保育の支給認定申請と入所申し込みが必要です。その場合「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。詳しくは左ページの「保育所の利用」をご覧ください。

Q 保育標準時間と保育短時間で保育料の違いはありますか？

A あります。ご利用いただく保育の内容を考慮した額を検討中です。



問い合わせ

■幼稚園の利用手続きに関すること 教委学校教育課 ☎229-3391 FAX 229-3332

■保育所・認定こども園の利用手続きに関すること
子育て推進課(保育担当) ☎229-3167 FAX 229-3451

■新制度に関すること 子育て推進課(子育て推進担当) ☎229-3390 FAX 229-3451